

檜山北部 3 町合併問題協議会調整の内容一覧表

協定項目	協 議 項 目	調 整 の 内 容	確認年月日
第 1 号	合併の方式について	新設合併とする。	H16.1.22
第 2 号	合併の期日について	合併特例法に基づく財政支援等の特例をまちづくりに活かしていくため、法適用期限である平成 17 年 3 月末の合併を目指す。 ただし、今後の法改正等による適用期限の延長がある場合には、その期限内での合併を目指すこととする。	H16.1.22
第 3 号	新町の名称について	新設合併の考え方を原則として、法定協議会に新町名称検討小委員会(仮称)を設けるなど、公募も含めた新たな町にふさわしい名称を幅広く検討する。	H16.2.20
第 4 号	事務所の位置について	北檜山町役場の現庁舎を本庁舎とし、大成町役場及び瀬棚町役場の現庁舎は、現行組織から管理機能を除く幅広い住民サービスを提供する総合支所的な組織とする。	H16.2.20
第 5 号	財産の取扱いについて	3 町の所有する財産、債務及び公の施設は、すべて新町に引き継ぐものとする。 基金については、その趣旨・目的に応じて統合し、新町においてその取扱いは調整する。	H16.2.20
第 6 号	地域自治組織及び地域協議会の取扱いについて	旧町毎に市町村合併に関する新法等の制定に基づく地域自治組織(特別地方公共団体タイプ)を設置する。 旧町毎に合併特例法に基づく地域協議会を設置する。	H16.1.22
第 7 号	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	3 町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 2 年間引き続き新町の議会の議員として在任する。	H16.3.25

協定項目	協議項目	調整の内容	確認年月日
第 8 号	農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて	<p>新町に1つの農業委員会を置き、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、1年間引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>合併後の選挙委員の定数は法定定数とする。</p>	H16.2.20
第 9 号	地方税法の取扱いについて	<p>3町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 個人町民税については、次のとおり取り扱う。</p> <p>ア 個人町民税均等割は、標準税率を適用する。</p> <p>イ 納期は、瀬棚町の例による。</p> <p>(2) 固定資産税の納期については、瀬棚町の例による。</p> <p>(3) 特別土地保有税免税点については、北檜山町の例による。</p> <p>(4) 入湯税については、次のとおり取り扱う。</p> <p>ア 税率は、宿泊客に標準税率を適用する。入浴客は市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、合併後3年間は不均一課税とする。</p> <p>イ 課税免除は、類似団体を参考に合併時に調整する。</p> <p>(5) 納税奨励金は廃止する。</p>	H16.3.25
第 10 号	一般職員の身分の取扱いについて	<p>(1) 3町の一般職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 新町の職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>(3) 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化から調整し、統一を図る。</p> <p>(4) 給与については、国給料表を基準とし、職員の処遇及び給与の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。なお、現職員については現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。</p>	H16.2.20

協定項目	協 議 項 目	調 整 の 内 容	確認年月日
第 11 号	特別職の身分の取扱いについて	<p>特別職（助役、収入役）及び教育長の身分の取扱いについては、法令等の定めるところにより調整する。</p> <p>特別職、教育長、議会議員の報酬等については、類似団体を参考に合併時まで調整する。</p> <p>審議会・委員等の付属機関の報酬等については、類似団体を参考に合併時まで調整する。</p> <p>ただし、公平委員会は檜山広域行政組合の取扱いにより決定する。</p>	H16.2.20
第 12 号	条例、規則等の取扱いについて	<p>条例、規則等の取扱いについては、合併協議会において協議された各種事務事業等の調整内容に基づき統一を図り、新町の事務事業に支障をきたさぬよう整備するものとする。</p> <p>整備方法は、「条例、規則等の整備方針」に基づき調整を行うものとする。</p>	H16.2.20
第 16 号	広域連合、一部事務組合等の取扱いについて	<p>檜山北部広域連合は、合併の日の前日をもって解散し、合併の日に事務を新町に引き継ぐ。</p> <p>財産の取扱いについては、合併時までに関係町と協議して決定する。</p> <p>一部事務組合（檜山広域行政組合、北部檜山衛生センター組合）は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>一部事務組合（狩場葬斎組合）は、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新町に引き継ぐ。</p> <p>共同設置機構（檜山管内公平委員会）は、合併の日の前日をもって当該共同設置機構から脱退し、新町において合併の日に当該共同設置機構に加入する。</p> <p>土地開発公社は、出資金を新町に移行し統合する。</p>	

協定項目	協議項目	調整の内容	確認年月日
第 17 号	公共的団体等の取扱いについて	<p>公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの自主性を尊重しながら統合するよう努めることとする。</p> <p>3町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めることとする。</p> <p>3町に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めることとする。</p> <p>3町に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めることとする。</p> <p>国、北海道等の指導に基づき設置された団体は、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。</p> <p>各町独自団体は、原則として現行のとおりとする。</p>	H16.2.20
第 25 号	病院及び診療所事業の取扱いについて	<p>病院及び診療所については、現行どおり新町に引き継ぐ。</p> <p>なお、病院については、利用実態や地域人口を勘案し、財政規模に見合った運営方法等について必要な時期に見直しを図るものとする。</p> <p>病院及び診療所の使用料・手数料については、合併時に統一する。</p>	H16.3.25
第 35 号 (35-1)	教育・文化・スポーツ事業の取扱いについて (町立高校の取扱い)	<p>法定協議会において少子化に伴う生徒数の減少、公立高等学校適正配置計画等の動向を見据えた検討を行う。</p>	